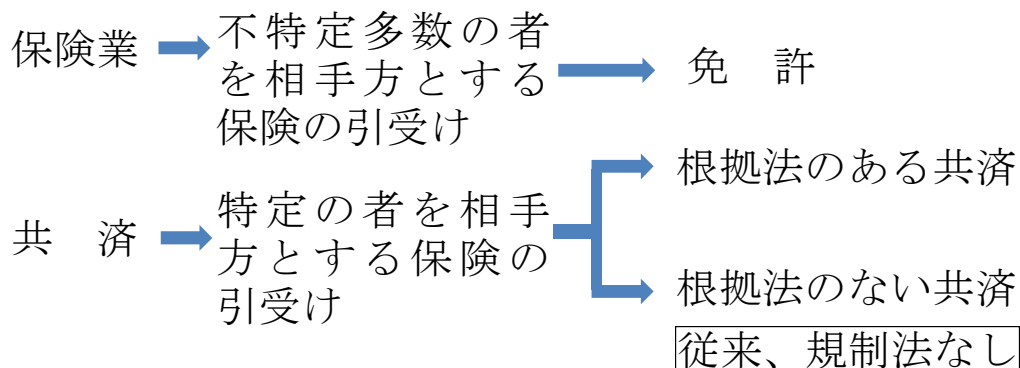


「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」の概要

— 少額短期保険業者の経過措置の延長について —

○ 保険業と共済の関係



- 監督法令がなく、契約者保護の観点から問題とされていた根拠法のない共済の受け皿として、平成 17 年の保険業法改正により少額短期保険制度※を創設。

※ 少額短期保険業者は、登録制の下で、保険金額 1000 万円以下、保険期間 2 年以内の保険商品のみを取り扱うことができる。

- その際、従前から共済事業を行っていた者について、激変緩和のため、引受けの上限金額に経過措置を規定。その後 24 年に経過措置が縮小の上、延長され、30 年 3 月 31 日に期限が到来。

- 本法律では、保険契約者等への影響を踏まえ、経過措置を更に 5 年間延長（法律事項）。あわせて、経過措置の内容を縮小（政令事項）。

保険区分	17 年保険業法改正時		24 年保険業法改正時		今回の措置	
	本 則	経過措置 H18. 4~25. 3	経過措置 H25. 4~30. 3		経過措置 H30. 4~35. 3（法律事項）	
			既契約	新規契約	既契約	新規契約
死亡	300 万円	1500 万円	1500 万円	900 万円	更新前の 金額	600 万円
傷害死亡	600 万円	3000 万円	3000 万円	1800 万円		1200 万円
医療	80 万円	240 万円	240 万円	160 万円		160 万円
損害保険・ 低発生率保険	1000 万円	5000 万円	5000 万円	3000 万円		2000 万円